

## タクシー乗務員指導者に対する

### 普通 2 種免許取得研修者に対する指導のポイント（第 2 回）

今回は路上試験に対する指導のポイントです。

場内試験を 20 点以内の減点でクリアできた方は路上試験に移ります。

路上試験は場内試験と異なり自分が運転する試験車両に、他の交通要因が関連し、非常に難度が高いイメージがあります。

しかし、路上試験を受験する上で、普通 1 種免許と普通 2 種免許で異なる部分は、指定場所停車、直前停車、U ターンの課題が追加されているだけで、基本走行について特に採点が厳しいというわけではありません。

路上試験を受験する際に気を付けるポイントを書き出していますので教習生に対する指導に役立ててください。

なお、減点項目は場内試験で適用される項目と同じで、他に適用する項目が出た場合その時点で説明します。

#### ◎ 路上試験

まず、自分の試験順番になる試験車両に乗り込み出発するまでの減点項目

※ 試験は試験車に乗り込むところから降りてドアを閉めるまでの間を採点します。

複数受験者がいた場合、その組（2 人 1 組で試験をします）の場内試験が終了した後、一旦出発点（スタート位置）に戻って次番者と交代して路上試験を行います。前の受験者が不合格の場合や受験者が 1 名のみの場合、そのまま路上試験に移る場合もあります。

路上試験のコースは 3 コースあり、1 つの試験コースを 2 人組のペアで行うので 1 つの試験コースについて 1-①（往路）、1-②（復路）、1-③（1 人用）と設定しているため 3 コース×3 で 9 のコースがあり、それぞれのコースに課題が設けられています。

#### 課題

##### (1) 指定場所停止（車）

路上コース走行中に試験官から「左前方の〇〇に左のドアを合わせて停車してください。」と街灯のポールや街路樹等を指定されます。

受験者は指定された目標物に左側のドアの中央を合わせて停車します。

(2) 直前停止（車）

路上コース走行中に試験官から「ここで止めてください。」と指示されますので停車可能な場所を探して停車してください。（必ず停車可能な場所があります）

(3) 禁止場所停止（車）

路上コース走行中に試験官から「この先の横断歩道で止めてください。」など駐停車禁止場所を指示されるので停車可能な場所を探して停車してください。（指示場所の手前か先に停車可能な場所があります）

(4) Uターン等による方向変換

路上コース走行中に試験官から「このあたりでUターンをして向きを変えて進行してください。」と指示されますのでUターン（切り返しをしても可）をして進行してください。

※ ここで注意するのは

★ よく適用される減点項目

(1) 安全不確認（発進時などは前回は記載）

- 交差点通過時（直前）に左右の安全確認をしない
- 赤信号停車後、青信号で発信する際、交差点左右の安全確認をしない
- 進路変更（右・左）時後方の安全確認をしない
- ハンドルを操作（右・左）しながら（右・左）の安全確認 ※わき見
- 左折時に巻き込み確認をするタイミングが悪い（遅い、早い）
- 踏切で一時停止した際、窓を開けて安全確認をしない

(2) 通行区分

- 右側通行  
駐車車両、歩行者、自転車を追越す場合に必要以上に右側にはみ出す  
(車体全部)
- 路側帯進入（対向車等がないのに路側帯を走行）（左折時に走行する）

(3) 速度維持関連

- 制限速度が指定されている道路で先行する車両等がないのに概ね5Km/h以上低い速度で進行する
- 標識等により最高速度が指定されている場所で概ね5Km/h以上高い速度で進行する
- カーブ場所を走行中にブレーキをかけて速度を調節する
- クラッチを踏み惰力で走行する

(4) 合図不履行

- 合図が遅い又は明らかに早い

(5) 停止位置不適

- 法令に基づく停止線の手前（概ね 2 メートル以上）で停止した場合
  - 指定場所停車の課題でドア幅の 2 分の 1 以上離れて停車したとき
- (6) 車体感覚（側方感覚）
- 移動物又は人が乗車していることが予測される駐停車車両などの可動物を超越し側方を通過する際に間隔を保たない（概ね 1 メートル）
  - 建造物や人が乗車していないことが明らかな駐車車両の側方を通過する際間隔を保たない（0.5メートル）
  - 停止している車両に追いついて停止した場合に前車と概ね 1.5 メートル以上の距離を保たず又は保とうとしないとき
- (7) 進路変更（交差点変更）
- 交差点を右左折する際に、右左折の準備のために試験車の進路を右または左に寄せて（1 メートル）走行しない  
（進路変更は右左折する交差点の 30 メートル手前で終了すること）
  - 右左折する際に右左折する方向と逆にハンドルを切る行為（右振り・左振り）
  - 右折する際、進路を右に寄せたが、道路の中央から概ね 0.5 メートル以上離れているとき
- (8) 右左折方法
- 交差点を左折する際に、交差点の道路左端から左後輪が概ね 1 メートル以上離れて通行したとき（左大回り）
  - 交差点を右折する際、その交差点の中心の内側から概ね 2 メートル以上離れて通行したとき（右斜め）
  - 右折する際、その交差点の中心の外側を右前車輪が通行したとき（右外）
  - 左折する際に交差点の手前で二輪車の左側追い抜きを防ぐため概ね 30 メートル以上手前でできるだけ左に寄らないとき
- (9) 交差点進入禁止
- 交差点を通行する際前方の交通状況を見誤り交差点内で停車することになった場合
- (10) 課題不履行
- 技量不足のため停止指示場所に停車できない場合
- (11) 進行妨害
- Uターン時や停車後の再発進の際、対向車、後続車を減速、停車させた場合
- (12) 横断者保護
- 左右の見通しの悪い横断歩道を通過する際減速若しくは直ちに停車できるように備えていないとき
- (13) 歩行者保護
- 横断歩道のない場所において、歩行者が横断しているときにその歩行者の横

断を妨げるとき

(14) 安全間隔

- ・ 歩行者や軽車両の側方を通過する際に徐行せず安全な間隔を保たない  
試験車を認知しているときは概ね 1メートル以上  
試験車を認知していないとき概ね 1.5メートル以上  
対向車両や狭路において間隔が取れない場合に徐行しようとし  
ない  
徐行しても危険と判断されるとき

★ 上記の間隔を取るため、必要以上に対向車線にはみ出した場合、反対方向からの交通を妨げる恐れがあるときは「右側通行」を適用する

(15) 踏切不停止・踏切内変速

- ・ 踏切の手前概ね 2メートル未満手前までの範囲で停車せず又は停車しよう  
しない場合
- ・ 踏切を通過中（踏切に車体の 2分の1 以上残っている）に変速操作を始めた  
場合

以上項目を列記して簡単に解説を加えていますが、文章では伝えられることに限り  
があります。

実車を使用したり、実際のコースを走行して「こんな場合は」というところがある  
と思います。

できるだけお答えしたいと思いますが、試験官は「この受験者は理解しているのか」  
「この受験者に2種免許を与えてよいのか」を考えて「安全」で「円滑（スムーズ）」  
な運転ができる受験者を合格させているので指導員の方はその点も踏まえた指導を  
お願い致します。

追伸

受験者には、試験官から試験で不合格になったポイントをワンポイントアドバイ  
スという形で試験後に説明を受けますが、最終的に不合格になった部分の行為くら  
いしか説明を受けません。

当然、場内試験で5～10点の減点があり、路上試験で5～20点の減点の積み  
重ねや、1つの行為で不合格になった受験者は1番判りやすい減点行為の説明を受  
けるので次回、その部分を修正しても他の部分の減点が増えれば当然合格しません。

受けたアドバイスを忘れずに一つ一つ修正して試験を受けるので受験回数が増  
えることになります。

試験を受ける前にしっかり練習をして試験に備えましょう。